

社内報

第307

第308合併号

2026.06.30
07.31発行

本 社	TEL 072-967-6671 FAX 072-967-7532
東大阪物流センター	TEL 072-967-7361 FAX 072-967-7152
泉大津物流センター	TEL 0725-23-7791 FAX 0725-23-7792
桶 川 営 業 所	TEL 048-786-5831 FAX 048-786-5832
ロ ジ ス 東 京	TEL 048-598-5190 FAX 048-593-2120
埼玉物流センター	TEL 048-984-6131 FAX 048-984-6132
行田物流センター	TEL 048-577-4131 FAX 048-577-4132
伊賀物流センター	TEL 0595-45-9511 FAX 0595-45-9512
福岡物流センター	TEL 092-957-4011 FAX 092-957-4012

梅雨も明け、本格的な夏が到来しています。今号は先月号と合わせた、6月・7月の2ヶ月合併号でお届けします。
炎天下での運行・倉庫作業では、熱中症のリスクが急増します。昨年お配りしたスマートウォッチを必ず着用し、体調の変化を見逃さないようにしてください。
こまめな水分・塩分補給と適切な休憩を徹底し、倉庫内・車内の高温環境に十分注意してください。
異変を感じたら迷わず申し出てください。一人ひとりの体調管理が、職場全体の安全につながります。
今号より「交通安全クイズ」を新コーナーとしてスタートします。
みなさんで安全意識を高め、厳しい夏も一丸となって乗り越えていきましょう。

本社からのお知らせ①

昨年度より全乗務員に配布したスマートウォッチを、夏季は必ず着用してください。心拍数・体温の変化に早めに気づくことが、熱中症予防の第一歩です。
こまめな水分・塩分補給と適切な休憩を徹底し、体調に異変を感じたら直ちに作業を中断してください。倉庫内・車内は特に高温になりやすいため、エアコンや扇風機を積極的に活用しましょう。各センター長・所長は部下の体調に気を配り、積極的に声かけをお願いします。

本社からのお知らせ②

この度、当社 中島仁志 会長 が、
公益社団法人大阪府トラック協会副会長に就任いたしました。
業界の安全輸送推進と発展のため、これまで以上に尽力してまいります。引き続き皆様のご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

エコドライブ実践のお願い

車格	台数	平均燃費実績
1t	7	6.6km/l
2t	6	7.1km/l
3t	4	6.8km/l
4t	13	6.3km/l
8t	2	5.0km/l
15t	2	1.2km/l



エコドライブ実践ポイント

- ・ 急発進・急ブレーキの回避
- ・ アイドリングストップの徹底
- ・ 適切なギアチェンジ
- ・ エアコンの効率的な使用
- ・ タイヤの空気圧管理
- ・ 不要な荷物の整理
- ・ 定期的な車両点検
- ・ こまめな休憩と水分補給

拠点別無事故日数累計 (2026.7.20付)

福岡	泉大津	行田	東大阪
1,987日	450日	18日	125日
埼玉	伊賀		
190日	366日		

知って防ごう！道路交通法の最新ルール ～ ながらスマホ・歩行者優先・自転車規制 ～

【ながら運転・スマートフォン】

Q1. 自転車でスマホを使いながら走ると？

2024年11月の道路交通法改正により、自転車のながら運転（スマートフォン使用・通話）に刑事罰が科されました。手で持って使用した場合は「6か月以下の懲役または10万円以下の罰金」の対象です。通勤・プライベートを問わず対象となりますので、ご注意ください。

Q2. 自動車でのながらスマホ、どこまで違反？

携帯電話を「保持」するだけで違反。罰則は「6か月以下の懲役または10万円以下の罰金」。交通事故を起こした場合は「1年以下の懲役または30万円以下の罰金」に引き上げられています。信号待ち中の操作も対象です。

また、スマートフォンをホルダーで固定する場合も、タコメーター上など前方の視界を妨げる位置への設置は道路交通法違反（第55条）になりえます。カーナビ・スマホナビの操作は停車中のみ行い、走行中は一切触れないでください。

【歩行者優先・自転車との共存】

Q3. 横断歩道に歩行者がいる場面、どう対応する？

道路交通法第38条により、横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいる場合、車は必ず一時停止しなければなりません。「渡りそうにないから」という判断は不可。違反した場合は反則金（普通車9,000円）＋点数2点が加算されます。

Q4. 横断歩道に自転車を手で押して待っている人がいたら？

自転車を降りて「手押し」している場合は歩行者と同等の扱い（道路交通法第2条）となります。横断歩道を渡ろうとして待っているときは一時停止義務が生じます。「自転車だから止まらなくていい」は誤りですのでご注意ください。

Q5. 自転車の横を通過・追い越すときは？

走行中の自転車の側方を通過する際は、安全な側方間隔（目安として概ね1.5m以上）を確保し、徐行してください（道路交通法第18条・第28条）。トラックなど大型車は風圧や巻き込みリスクが高いため、特に余裕ある間隔が必要です。狭い道での追い越しや左折時の自転車への巻き込みにも十分注意してください。

【業務中の違反・事故対応】

Q6. 業務中に交通違反をしてしまったら？

速やかにセンター長・所長に報告してください。当社は法令遵守を最優先とし、報告があれば共に対応策を検討します。隠蔽・未報告は別途懲戒対象となりますので、迷わず申し出てください。

◆ 今月のポイントまとめ

- ① 自転車でながらスマホ → 刑事罰（懲役または10万円以下の罰金）
- ② 自動車でのながらスマホ・ナビ操作 → 走行中は保持だけで違反、操作は停車中のみ
- ③ 横断歩道での歩行者優先 → 一時停止義務、違反は反則金9,000円＋2点
- ④ 横断歩道での手押し自転車 → 歩行者と同等、一時停止義務あり
- ⑤ 自転車の側方通過・追い越し → 概ね1.5m以上の間隔を確保し徐行、巻き込みに注意
- ⑥ 違反・事故は速やかに報告 → 隠蔽・未報告は懲戒対象